

堀尾吉晴公共共同研究会 報告書

活動記録（2016 年度～ 2020 年度）



令和 3 年（2021） 3 月
堀尾吉晴公共共同研究会（松江市・安来市・大口町）

目 次

はじめに	1
第1章 堀尾吉晴共同研究会の概要	2
1. 設立の経緯	2
2. 設立の目的	2
3. 調査研究テーマ	2
4. 調査研究内容	2
5. 組織体系	3
6. 年度別事業内容	4
第2章 研究結果について	12
1. 城郭チーム	12
2. 文献チーム	12
3. 石造物チーム	13
4. 総括	14
参考資料	
① 悉皆調査結果	15
② アンケート内容	19
③ 役員・事務局職員	24
④ 規約	25

はじめに

平成27年7月、松江城天守は城郭建築としては63年ぶりに国宝に指定されました。国宝指定後は、テレビ等の多くのメディアに取り上げられ、昨今のお城ブームも追い風となり、国内外からの観光客が大幅に増加しました。

このような中、平成28年1月、松江城の国宝化をテーマとして、松江市、安来市、大町町の3市町長で新聞紙上での鼎談を行いました。松江城を築城した堀尾吉晴公について、これまで3市町はそれぞれの関わりの深い時代の吉晴公を検証してきましたが、生涯を通じた人物像というのは不鮮明であるため、それぞれのまちに伝わる吉晴公の情報を繋ぎ合わせ、吉晴公の生涯をまとめるための調査研究を進めることで意見が一致したところです。

吉晴公が現在の大町で誕生し、松江の地で亡くなるまでの一次史料を調査研究し、吉晴公の生涯を一つのストーリーにまとめることで、関係市町の交流の深化や吉晴公に関する史料の歴史的、文化的価値の向上を図り、最終的にはNHK大河ドラマの誘致を目指し、吉晴公や関係市町を全国に発信することでPRを図っていきたいと考えたところです。

そして、平成29年1月、3市町で「堀尾吉晴共同研究会」を設立し、吉晴公の人物像を捉えるため「城郭」「文献」「石造物」の3つのテーマから調査研究を実施し、5年間の調査研究の成果として報告書をまとめました。これまで、吉晴公に関する基本史料集はないものと思われ、今回の報告書は謎の多かった吉晴公の生涯を明らかにする一助となり得ると思っております。また、本研究会の活動を通して関係市町の交流の深化、また松江城などの吉晴公に関する史跡の歴史的・文化的価値の向上に寄与することができたものと考えます。

また、本調査研究にあたり多くの方々からご支援を賜りました。オブザーバーとして参加していただきました浜松市文化財課の鈴木一有様、アドバイザーとして参加していただきました松江石造物研究会会長の岡崎雄二郎様、松江市史編集委員会松江城部会部会長の西尾克己様には様々なご指導を頂き、誠にありがとうございました。さらに、お忙しい中アンケート調査にご協力いただきました全国の自治体、社寺、博物館、図書館等の関係者の皆様にも感謝の意を表したいと思います。

最後に、堀尾吉晴共同研究会での5年間の活動では、当初の目標の一つであったNHK大河ドラマの実現には至りませんでした。今後、この度の調査、研究で明らかとなった堀尾家と縁がある自治体や社寺等と連携し、各市町の学芸員が中心となり、本報告書を基にさらに調査、研究を進めることで全国に吉晴公と関係自治体の認知度の向上が図られ、その先にはNHK大河ドラマが実現することを願っております。

2021年3月

堀尾吉晴共同研究会 会長 松浦 正敬

第1章 堀尾吉晴公共同研究会の概要

1. 設立の経緯

堀尾吉晴公共同研究会（以下、「本研究会」という。）は、平成28年元旦に山陰中央新報に掲載された新春鼎談を機に発足への道を歩み始めた。堀尾吉晴は現在の大口町を生誕地とし、全国各地で功績を挙げ、関ヶ原の戦いの後に出雲・隠岐の統治を任され富田城（現在の安来市広瀬町）へ入城、松江城を築城して没しており、島根県松江市、安来市及び愛知県大口町の2市1町はいずれも堀尾氏と深く関わりのある自治体である。

鼎談では、2市1町の3名の首長が堀尾氏について語らう中で、それぞれ関わりのあった時代の堀尾氏しか知らないため共同で調査研究を行うことを発案した。そして、平成28年度中に共同での調査研究に向けた準備を整え、平成28年度から令和2年度までの5か年を区切りとし、本研究会を平成29年1月17日に設立した。

2. 設立の目的

本研究会は、堀尾氏が大口町で誕生し、松江の地で亡くなるまでの人物像を調査研究によって明らかにし、共通の歴史認識を持つとともに、関係自治体の交流を深化させ、堀尾氏をPRすることにより、最終的にはNHK大河ドラマで活用してもらうなど、全国的に堀尾氏の認知度を深め、関係各市町における堀尾氏に関する史跡の歴史的・文化的価値の向上を図ることを目的としている。

3. 調査研究テーマ

『堀尾吉晴の生涯を調査研究により解き明かし、人物像を明らかにする』

4. 調査研究内容

① 堀尾吉晴関連史料に係る調査、共同視察

研究期間前期（平成29年1月～平成30年10月）は、本研究会の構成市町が個別で所有・把握している堀尾氏に関する史料目録を統合した上で、全国の自治体及び全国の博物館、図書館、並びに社寺等へ堀尾氏関連史料の所在調査を実施し、本研究会が把握できていなかった堀尾氏の関連史料の所在を把握することができた。

また、堀尾氏縁の地である妙心寺春光院（京都市右京区）、佐和山城跡（彦根市）などを共同で視察し、共通認識を持った。共同視察をきっかけに、平成29年度には静岡県浜松市文化財課の鈴木一有氏に本研究会のオブザーバーに加わっていただき、他の関係団体からの協力を得て、調査研究を行った。

② 文献・城郭・石造物の3つの視点による調査

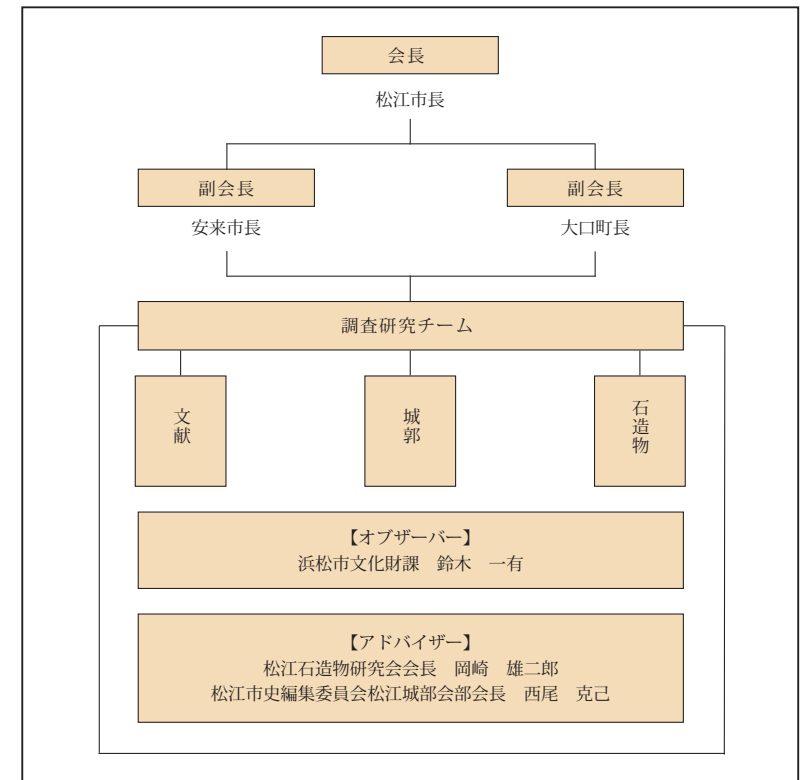
研究期間後期（平成30年11月～令和2年3月）は、文献・城郭・石造物という3つの視点から堀尾氏の人物像を捉えるため、「文献チーム」、「城郭チーム」、「石造物チーム」の3つのチームに分け、各チームにおいて実見調査等を行った。

また、平成30年度にはアドバイザーとして松江石造物研究会会長の岡崎雄二郎氏、松江市史編集委員会松江城部会部会長の西尾克己氏に加わっていただき、文献・城郭・石造物の3つの研究分野から、一次史料等による堀尾氏（と家臣団等）の行動・堀尾氏縁の地におけ

る城郭、城下町の変遷・現存する石造物からみる堀尾氏の技術力の地域間転移など、多面的に堀尾氏の所業について調査研究を進めた。

5. 組織体系

組織については、松江市長を会長に、安来市長及び大口町長の両市町長を副会長とした。また、監事には安来市及び大口町の会計管理者を置き、事務局は松江市に設置し、構成団体により共同で担った。



6. 年度別事業内容

<平成28年度>

① 第1回堀尾公共同研究（平成28年7月14日）《於 松江市》

共同研究会発足に向けて、島根県松江市、安来市及び愛知県大町町の3市町の担当者による初会合を開催し、3市町が個別で所有、把握している堀尾氏に関する史料目録を統合化することを決定した。

② 第2回堀尾公共同研究（平成28年10月19日）《於 松江市》

研究会の立ち上げに向けた具体的な運営体制等の構築や調査研究方針について、意見交換を行った。

③ 堀尾吉晴共同研究会設立 3市町長共同会見（平成29年1月17日）《於 松江市》

松江歴史館において、松浦松江市長、近藤安来市長、鈴木大町町長による松江市・安来市・大町堀尾吉晴共同研究会の共同記者会見を行った。



3市町長による記者会見
左：近藤安来市長、中央：松浦松江市長、右：鈴木大町町長

<平成29年度>

① 第1回事務局会（平成29年6月29日）《於 松江市》

(1) 実施事業について

実施事業の内容及びスケジュールについて、協議を行った。

(2) 3市町での共同視察について

堀尾氏縁の地について共通の認識を持つため、京都市、彦根市、浜松市を共同視察地として決定した。

(3) 堀尾吉晴関連史料の所在調査について

調査方法や調査先について、協議を行った。

② 3市町での共同視察（平成29年9月27日～29日）《於 京都市・彦根市・浜松市》

【目的】 堀尾氏縁の地について共通の認識を持ち、関係自治体の交流を深化させることを目的に共同視察を行った。

【人数】 13名（松江市8名、安来市2名、大町町3名）

【視察先】 妙心寺春光院（京都市右京区）、佐和山城跡（彦根市）、浜松城跡・二俣城跡・鳥羽山城跡（浜松市）、堀尾氏邸宅跡（大町町）

【成果】 堀尾氏が佐和山城から浜松城（二俣城・鳥羽山城）と築城に携わり、その集大成として松江城が築城された経緯を研究会として共有した。また、石垣の利用について、佐和山城では櫓など一部だけに留まったものが、松江城では城の多くに使われるようになったことなど、年代が進むにつれて堀尾氏の築城技術も発展していったことを把握することができた。



<妙心寺春光院（京都市右京区）>

③ 第2回事務局会（平成29年11月2日）《於 松江市》

(1) 共同視察の報告について

共同視察の結果について報告を行った。また、視察時に浜松市文化財課から研究会への参加の意向を伺ったことを受け、オブザーバーとして参加いただく方向で調整することを決定した。

(2) 堀尾吉晴関連史料の所在調査について

調査先は全国の自治体、博物館、図書館等及び堀尾家に縁のある社寺に決定し、調査対象先リスト制作作業の分担方法について、協議を行った。

④ 堀尾吉晴関連史料の所在調査（第1回）

【目的】 本研究会が把握できていない史料について、全国の自治体、博物館、図書館等に対し悉皆調査を行うことにより、史料の有無、所在を漏れなく把握することを目的に実施した。

【照会先】 (1) 全国の自治体のうちメールアドレスを把握できなかった自治体(1,052自治体)
(2) 全国博物館園職員録に掲載されている施設のうちメールアドレスを把握できなかった施設(2,594施設)

【方法】 (1) 郵送による照会 / 平成30年2月23日～3月23日

⑤ 第3回事務局会（平成30年2月26日）《於 松江市》

(1) 堀尾吉晴関連史料の所在調査について

第2回目となる堀尾吉晴関連史料の所在調査方法や調査先、実施時期について、協議を行った。

(2) 調査研究方針について

テーマ別に調査研究を進め、それぞれのテーマの視点から堀尾氏の人物像を明らかにしていくことを決定した。

(3) オブザーバーの選任について

浜松市文化財課の鈴木一有氏をお迎えし、オブザーバーとして就任いただいた。

<平成30年度>

① 堀尾吉晴関連史料の所在調査（第2回）

【目 的】 本研究会が把握できていない史料について、全国の自治体のうち、メールアドレスを把握できた自治体、全国の社寺等に対し悉皆調査を行うことにより、史料の有無、所在を漏れなく把握することを目的に実施した。

【照会先】(1) 全国の自治体のうち、メールアドレスを把握できた自治体（733自治体）
(2) 全国の社寺等（2,049団体）

【方 法】(1) WEBによる照会 / メールアドレスを把握できた自治体 / 平成30年5月15日～6月15日
(2) 郵送による照会 / 全国の社寺等 / 平成30年5月15日～6月15日

② 第1回事務局会（平成30年5月16日）《於 松江市》

- テーマ別での調査研究の進め方について
「城郭」「文献」「石造物」の3つのテーマで調査研究を進めることを決定し、方針について、協議を行った。
- 中間報告会の開催について
中間報告の内容や時期について協議し、また、当研究会のオブザーバーである浜松市文化財課の鈴木一有氏に中間報告会への参加を打診することを決定した。
- 堀尾吉晴関連史料（1回目）の所在調査の状況について
第1回目の堀尾吉晴関連史料の所在調査の結果について、情報共有を図った。
- PR用パンフレットの製作について
島根県観光総合支援事業補助金を活用し、観光パンフレットを製作することを決定した。

③ 4市町での共同視察（平成30年5月17日）《於 松江市・雲南市》

【目 的】 松江市周辺の堀尾氏縁の地について、共通認識を持つことを目的に視察を行った。
【人 数】 6名（松江市3名、安来市1名、大口市1名、浜松市1名）
【視察先】 報恩寺、岩屋寺、三刀屋城跡・殿様墓、来待ストーンミュージアム
【成 果】 報恩寺、岩屋寺・殿様墓にて石造物チームの研究テーマである特徴的な石塔の実物を確認し、また、三刀屋城跡にて松江城の支城という観点から城の特徴を確認することができた。



<報恩寺の石塔>



<三刀屋城跡>

④ PR用パンフレットの製作

島根県観光総合支援事業補助金を活用し、PRを目的とした観光パンフレットを製作した。

【製作期間】 平成30年5月25日～平成30年9月21日

【製作部数】 5,000部

【配 布 先】 全国山城サミット（安来市にて9月開催）
お城EXP02018（横浜市にて12月開催）
松江城、富田城、松江歴史館、大口市歴史民俗資料館にパンフレットを設置しPR活動に活用した。



<製作したパンフレット>

⑤ 中間報告会（平成30年6月17日）《於 松江市》

堀尾吉晴公銅像建立5周年および松江城天守国宝指定3周年記念事業として、松江観光協会が主催する堀尾まつり（開催期間：6月3日から7月8日）の期間中であつた、6月17日に松江堀尾会設立10周年記念事業の一環として報告会を開催した。

【会 場】 興雲閣

【参加者】 70名

【報告内容】

- 堀尾吉晴は本能寺の変で名を変えたか（松江歴史館学芸員 西島太郎氏）
一次史料（同時代史料）の側面からみる堀尾氏に関する最新知見
- 堀尾氏がもたらした出雲石造文化の源流を探る（松江市史料編纂課長 稲田信氏）
来待石石塔に見る堀尾氏に関する新知見
- よみがえる堀尾期の浜松城（浜松市文化財課 鈴木一有氏 / 研究会オブザーバー）
浜松城発掘調査成果報告



<鈴木大口市長の挨拶>



<中間報告会の様子>

⑥ 第2回事務局会（平成30年10月3日）《於 浜松市》

- (1) 最終成果物について
城郭、文献、石造物の各チームからそれぞれ1冊にまとめた報告書を作成し、発行することを決定した。
- (2) パンフレットの活用方法について
城関連イベントや各自治体にパンフレットを配布し、PRに活用することを決定した。
- (3) 浜松市への表敬訪問、浜松城の視察について
堀尾氏縁の地として浜松市は重要な拠点であることから、堀尾氏が入城し石垣を築いた浜松城の調査、研究を目的に浜松城の発掘調査現場の視察を行うとともに、浜松市企画課と浜松市観光振興課を表敬訪問した。



＜浜松城にて発掘調査現場の視察＞

⑦ 実見調査（平成30年10月4日～5日）《於 浜松市・春日井市》

石造物チームによる石塔調査、文献チームによる悉皆調査結果を受けた実見調査を実施した。また、城郭チームも両チームに同行し、調査の方向性の検討を行った。

《石造物チーム》

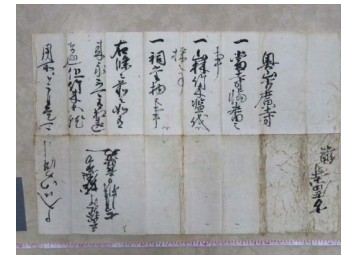
- 【目的】 堀尾氏がもたらした出雲地方の石造文化の起源を遠江国浜松に求め得るのではと想定し、現地での調査を実施した。
- 【人数】 4名（松江市2名、安来市1名、大口町1名）
- 【視察先】 地域遺跡センター（浜松市北区引佐町）、龍潭寺墓所、井殿の塚、井平氏墓所、ふろんぼ様（仏坂古戦場墓所）
- 【成果】 来待石製宝篋印塔の基礎の段丘表現や笠の形態など類似している事例が、浜松市の龍潭寺（井伊氏の菩提寺）周辺に存在することを再確認できた。



＜龍潭寺にて石塔調査＞

《文献チーム》

- 【目的】 堀尾氏に係る史料の所在アンケートの結果、報告のあった未知の資料について調査を実施した。
- 【人数】 1名（松江市）
- 【視察先】 浜松市立博物館、方広寺、春日井市（個人宅）
- 【成果】 (1) 浜松市立博物館管理文書の調査
堀尾家に関する文書の調査を行うことができた。
- (2) 方広寺所蔵文書の調査
吉晴の弟である宗光の花押付き文書と確認することができ、伝承であった方広寺の火災についての裏付けをすることができた。
- (3) 個人所蔵刀剣の調査
伝来が不明であるため、さらなる調査が必要ではあるが、「堀尾茂助吉晴所持」と銘のある刀剣を確認できた。



＜堀尾吉晴禁制（方広寺）＞

⑧ 第3回事務局会（平成31年2月1日）《於 松江市》

- (1) 中間報告書について
これまでの取り組みを総括するため、中間報告書を作成することを決定した。
- (2) 実見調査について
各チームの実見調査結果について、情報共有を図った。
- (3) アドバイザーの選任について
研究会のアドバイザーとして、松江石造物研究会会長の岡崎雄二郎氏、松江市史編集委員会松江城部会長の西尾克己氏の2名を選任した。

<平成31(令和元)年度>

① 実見調査(令和元年6月21日)《於 春光院》

文献チームが実見調査を実施した。

【目 的】 春光院が所蔵しているとされる「堀尾近代系図並外孫縁者之略覚」を翻刻し、報告書に掲載するため、春光院を訪問し川上史朗住職に面会した。

【人 数】 1名(松江市1名)

【視察先】 春光院

【成 果】 春光院に所蔵されていることが間違いなく確認でき、史料の掲載について快く承諾をいただくことができた。詳細は文献チームの報告書に掲載。

② 第1回事務局会(令和元年7月10日)《於 松江市》

(1) 報告書の進捗状況について

各チームの報告書の進捗状況の確認及び今後のスケジュールについて、協議を行った。

(2) 実見調査について

文献、城郭チームが実施する実見調査の内容及びスケジュールについて、協議を行った。

③ 実見調査(令和元年9月24日～25日)《於 兵庫・北陸》

城郭チームが実見調査を実施した。

【目 的】 これまで未調査であった堀尾氏の赴任地について現地での調査を行った。

【人 数】 3名(大口市3名)

【視察先】 長浜城歴史博物館(滋賀県長浜市)、柏原八幡宮(兵庫県丹波市)、黒井城跡(兵庫県丹波市)、高浜城(城山公園)(福井県高浜町)、国吉城(若狭国吉城歴史資料館)(福井県美浜町)、越前府中城跡(福井県越前市)

【成 果】 実物を確認し、研究テーマである城郭に関する特徴を把握することができた。



<柏原八幡宮>



<国吉城・本丸の石碑>

④ 第2回事務局会(令和元年10月4日)《於 松江市》

(1) 報告書の進捗状況について

各チームの報告書の進捗状況の確認及び今後のスケジュールについて、協議を行った。

(2) 報告書の発刊について

報告書は冊子以外にもWEB等により、広く周知する方針を決定した。

⑤ 第3回事務局会(令和2年1月17日)《於 松江市》

(1) 報告書の進捗状況について

各チームの報告書の進捗状況の確認及び今後のスケジュールについて、協議を行った。

(2) 報告書の体裁について

事業報告書1冊+研究報告書3冊の4冊セットで発刊することを決定した。

<令和2年度>

① 第1回事務局会(令和2年8月28日)《於 松江市》(WEB会議)

(1) 報告書の進捗状況について

事業スケジュール及び研究報告書の編纂について、協議を行った。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、WEB会議による開催。

② 各チームにおいて報告書の作成

各チームにおいて調査研究の成果を報告書にまとめ、作成の進捗状況について随時情報共有を図った。

③ 第2回事務局会(令和3年2月12日)《於 松江市》(WEB会議)

(1) 報告書の発刊について

報告書の印刷部数、送付先、今後の活用方法等について、協議を行った。

(2) 共同研究会の在り方について

5年間の調査研究成果を報告書にまとめたことから、今後の共同研究会の在り方について、協議を行った。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、WEB会議による開催。

第2章 研究結果について

1. 城郭チーム

① 研究の成果

堀尾吉晴に縁のある城郭及び関連遺跡について、生誕地である堀尾氏邸宅跡（愛知県丹羽郡大口町）から、最期の地である松江城と城下町、支城群を辿ると、吉晴自身が城郭及び城下町に手を加えることになるのは、天正13年（1585）に拝領した佐和山城以降となる。

天正18年（1590）以降、10年間に亘って治めた浜松では、浜松城と支城である二俣城、鳥羽山城において織豊系城郭への大改修を行っている。しかし、城下町についてはその詳細を知る資料に乏しい。城郭及び城下町を包括して堀尾氏が改修等を行った痕跡を確認できるのは、慶長5年（1600）の出雲入国後、富田城及び城下町にあたる富田川河床遺跡である。松江城と城下町の建設への胎動として、富田城及び富田川河床遺跡が持つ歴史的意義は非常に大きい。

富田城は、堀尾氏入城以降、廃城までわずか15年という短い期間であり、佐和山城から浜松城へと居城を移していく過程で、立地や政治的、経済的な利便性を経験してきた堀尾氏としては問題が多い城郭であったと考えられる。このため、あまり改修は行われていないというイメージが先行してしまいがちである。しかし、現在確認できる調査成果をみると、堀尾氏以前の吉川氏による改修と区別するという課題はあるが、富田城はもちろん、富田川河床遺跡においても堀尾氏の遺構は確実に存在しており、富田城入城以降、短い期間ながらも、堀尾氏の描くまちづくりを進めていたと考えられる。

堀尾吉晴は、長浜、安土、大坂等での普請により培われた経験とともに、佐和山城拝領以降、既存の城郭及び城下町を改修することで各地を治めてきた。その集大成が地選からはじまる松江城と城下町の築造へと活かされていく。

② 浮かび上がる堀尾吉晴の人物像

尾張国丹羽郡御供所村（現在の愛知県丹羽郡大口町）で生を受けた堀尾吉晴は、天下統一を進めた3人の武将（織田信長、豊臣秀吉、徳川家康）に仕え、数々の城郭及び城下町の普請に携わることで、知識と経験を積み重ねていく。それは佐和山城以降、自身が拝領した土地において城と城下町を改修するという実践により、さらに磨きをかけた。そして、約半世紀に及び培ってきた城づくり、まちづくりのノウハウが、松江城と城下町として具現化されたのである。まさに松江城と城下町は、吉晴の武将人生そのものを体現していると言える。

2. 文献チーム

① 研究の成果

全国の都道府県立の博物館、主要な市立博物館、堀尾氏にゆかりのある場所の博物館や社寺へアンケートによる堀尾氏関係文書調査を行った。

アンケートの結果は、堀尾家に関わる同時代の新出一次資料は3点見出された。うち2点は堀尾吉晴の浜松領知時代の文書で、内容は禁制と寺院火災後の相談である。もう1点は吉晴の孫忠晴の文書で、尾張徳川家の家臣である木瀬吉十郎に宛てた書状であった。

また、吉晴と同時代に生きた秀吉の家臣らの系譜に、吉晴が数多く登場していることがわかった。今後は、吉晴発給の文書だけでなく、吉晴に関わる文書を含めて調査をしていく必要がある。

② 浮かび上がる堀尾吉晴の人物像

幕府が寛政11年（1799）に編纂した『譜牒余録』堀尾系図は、堀尾忠晴の娘が嫁いだ亀山藩主石川家が天和3年（1683）ごろに幕府へ提出したものを基にしたものである。石川家には断絶した堀尾家の家臣が多数仕官しており、堀尾家の事績を伝え聞いていたと考えられる。『譜牒余録』での石川家の認識による堀尾吉晴の評価は下記のとおりである。

吉晴は多数の合戦に出てその戦功は大であったが、自らその功績を話さず、子にも聞くものがいても話さなかったために知る人が少なかった。吉晴は、士は武芸・武道を専一にするべし、よい家臣がいなければ功を挙げることではできなと考え、国主として武士を好まないのは自らを貧しくすると子孫に説いたという。

吉晴の人物像としては、これまで吉晴の家臣であった小瀬甫庵が記した『太閤記』（寛永2年〔1625〕刊）によるものが多かった。甫庵は主君であった吉晴を高く評価し、『太閤記』では優れた武将として数多の合戦での活躍を記している。しかし、『太閤記』には甫庵の創作が含まれており、かならずしも正確であるとは言えなかった。

『譜牒余録』による吉晴の事績や関係者の認識から、『太閤記』とは違う次のことが言えよう。吉晴は武人であることを主柱とし、謙虚で自らの功を宣伝しないが、豊臣秀吉や徳川家康ら天下人から絶大な信頼を置かれるほど物事に対し誠実に行った人物であった。

3. 石造物チーム

① 研究の成果

- ・松江城築城、城下町形成などでの新技術の導入者 ⇒現在も伝わる技術・産業の発見（ex. 石垣、来待石の加工技術）
- ・城郭建設、城下町形成、領国支配など、堀尾吉晴に関する共同研究を深めることで生まれる人的交流・そのシンボルの人物 ⇒吉晴をシンボルとすることで、大口町、浜松市、京都市右京区（妙心寺・春光院）、高野町（大圓院など）、東京都文京区（養源寺）など吉晴の関係地域間で進める共同研究は、400年を経た現在の人的交流を促している。

② 浮かび上がる堀尾吉晴の人物像

堀尾氏の墓所は、出雲国内の他に、東京（江戸）、京都、高野山に所在する。いずれも、堀尾氏が出雲国を領して後に形成された墓所であるが、そのうち、広瀬（安来市）・松江・三刀屋・京都などに残る一族の石塔には、出雲国産の来待石（凝灰質砂岩）が用いられている。広瀬・厳倉寺に所在する堀尾吉晴の石塔も高さ3mを超える大型五輪塔で、来待石製石塔を代表するものと言ってよいだろう。

堀尾氏以後の松江藩主家（京極氏、松平氏）が他国の石材（福井の笏谷石、瀬戸内の花崗岩）を石塔に用いるのに比して、堀尾一族が出雲国内の石材を石塔に使用したことは、改めて注目すべきである。石塔は、元来、造立者の宗教性や精神性を反映したものであり、そこに来待石を利用していることには、出雲国で生き抜こうとする吉晴たちの意思を知ることができる。

また、堀尾氏が用いた来待石製石塔（特に、宝篋印塔に顕著）は、それまでの出雲地方では見られなかった独特な形態を示しており、堀尾氏は来待石の利用にあたり、石職人（石工）を伴ったことが想定されている。堀尾氏が出雲国に入部した江戸時代初期以降、来待石は爆発的に利用され始め、やがて出雲地方を代表する石材として「出雲石」の別名を持つまでに利用が

拡大した。

吉晴は一族を率いて戦国時代を生き抜き、その過程で獲得した当時の最先端の技術や領国経営の仕組みなどを出雲国にもたらした。今後の研究の深化により、現在も伝わる技術や風習、文化遺産の中に堀尾氏とのつながりを発見できる可能性もあり、吉晴の再評価はさらに進むものと考えられる。

4. 総括

堀尾吉晴は多くの合戦に参加して、その戦功は大であったが、自らその功績を周囲には話さず、子にも聞く者がいても話さなかったために、その人となりを知る者が少なかった。そのため、その人物像については不明であった。しかし、吉晴に縁のある城郭や石造物などを調査していくことで、大家臣団を引き連れた各地の赴任地において、城郭建設やまちづくりだけでなく、文化にまで影響を与えたことがうかがえる。

その集大成が松江城の築城とその城下町の形成であったといえる。松江城天守の構築には特徴的な柱構造が採用され、当時の最先端建築技法を用いていたことも判明している。また、松江城天守が国宝に指定されるきっかけとなった祈祷札の存在や松江城の鬼門に真言宗の寺院を配置し、さらに高野山龍生院への武運長久の祈祷から、吉晴の深い信仰心も垣間見られる。

加えて、出雲国産の来待石を自らの石塔に使用していることや、石工だけでなく、当時の最先端の技術や領国経営の仕組みなどを出雲国にもたらしたことから出雲国で生き抜こうとする並々ならぬ強い覚悟があったことが分かる。

このように、吉晴の功績は現代にまで引き継がれ、私たちが暮らすまちの基盤となっている。今後のさらなる研究の深化により、堀尾吉晴の新たな人物像の発見が期待される。

参考資料

① 悉皆調査結果

(1) 本研究会が把握できていない史料について、史料の有無、所在を漏れなく把握するため、全国の自治体、博物館等に対し悉皆調査を行った。

全体

調査数	該当有	(%)	該当無	(%)	未回答	(%)
6,428	115	1.8	3,422	53.2	2,891	45.0

1) 平成 29 年度照会 実施期間：平成 30 年 2 月 23 日～3 月 23 日

自治体（郵送）

調査数	該当有	(%)	該当無	(%)	未回答	(%)
1,052	18	1.7	708	67.3	326	31.0

博物館・図書館等（郵送）

調査数	該当有	(%)	該当無	(%)	未回答	(%)
2,594	44	1.7	1,600	61.7	950	36.6

2) 平成 30 年度照会 実施期間：平成 30 年 5 月 15 日～6 月 15 日

自治体（Web 照会）

調査数	該当有	(%)	該当無	(%)	未回答	(%)
733	19	2.6	255	34.8	459	62.6

神社・寺（郵送）

調査数	該当有	(%)	該当無	(%)	未回答	(%)
2,049	34	1.7	859	41.9	1,156	56.4

(2) 悉皆調査を行った結果、当研究会において新たに判明した情報の詳細

【古文書関係】

- 1. 堀尾吉晴禁制（天正 19 年 7 月朔日）《方広寺（静岡県浜松市引佐町）所蔵》
- 2. 堀尾六左衛門書状（年未詳 3 月 18 日）《方広寺（静岡県浜松市引佐町）所蔵》
- 3. 堀尾忠晴書簡（北尾コレクション）《東海大学付属図書館所蔵》

【編纂物関係】

- 4. 堀尾家家系図 《濱名惣社神明宮（静岡県北区三ケ日町）、龍谷寺（静岡県北区三ケ日町）》
・堀尾吉晴一族の伝承
- 5. 願楽寺縁起 《願楽寺（島根県出雲市白枝町）》
・堀尾公御代願文写
- 6. 稲生社延喜式 《児守稲荷神社（島根県松江市石橋町）》
・松江城築城の際、社地の移転についての記録

7. 旧社記鎮座記「白潟天満宮書出帳扣」《白潟天満宮（島根県松江市天神町）》
・松江城築城の際、社地の移転についての記録

【工芸品関係】

8. 三十六歌仙図 《出雲大社宝物殿（島根県出雲市大社町）》
・長松院（堀尾忠氏室）の自筆奉納品

【伝承関係】

9. 出雲大社の参道の松並木は長松院（堀尾忠氏室）寄進という。
《出雲大社宝物殿（島根県出雲市大社町）》
10. 頂法寺六角堂の鐘楼は堀尾忠氏寄進という。《京都市中央図書館 情報提供》
・『新選京都叢書』3巻174頁、4巻182頁
11. 熱田神宮摂社「日破宮」の造営を堀尾吉晴が行ったという。《熱田神宮宝物館 情報提供》
12. 浜松秋葉神社へ堀尾吉晴が奉納した記録があったという。《浜松秋葉神社 情報提供》
13. 市内の他の寺院に堀尾吉晴文書があったという。
《円福寺 情報提供（福井県大飯郡高浜町関谷）》

【若いころの堀尾吉晴関係の編纂物（江戸時代成立のもの）】

14. 『備中国加夜郡高松城水攻地理之図』（寛政3年）《岡山県立図書館所蔵》
・清水宗治自死の検使として「堀尾茂助」の記載あり。
15. 『長水軍記』（江戸時代後期）《粟栗市教育委員会社会教育文化財課 情報提供》
・羽柴秀吉の播磨攻めに堀秀政、山中鹿之助らと吉晴が出陣した記載あり。
16. 『因幡民談記』（元禄頃）、『舊壘撃覧』上巻及び全図（天保4年頃）、『鳥取太閤陣取絵図』（成立年不明）《鳥取県立図書館所蔵》
・羽柴秀吉の鳥取城攻めの布陣図に「堀尾茂助」の記載あり。
17. 『高松城責並合戦物語 坤』、『中国兵乱記』第5巻《岡山市立中央図書館所蔵》
・清水宗治自死の検使として「堀尾茂助」の記載あり。
18. 『佐柿初り之覚』（江戸時代末期）《若狭国古城歴史資料館寄託品》
・佐柿の歴史を所載し、堀尾吉晴の所領の記載あり。
19. 『多田雪霜談』巻7《猪名川町教育委員会 情報提供》
・多田院御家人にゆかりのある旧家に伝わる物語書で、豊臣政権による能勢氏領と多田庄との境目争論の調停などを記す。

【他の大名家関係の編纂資料】

20. 『御家御先祖書写』、『一柳中興御系図御手柄物語覚』、『直末公伝』、『御家記』
《小野市立好古館 情報提供》
・小野藩主一柳家の事績を記す。一柳直末は吉晴とともに羽柴秀次の宿老であった。
21. 『東源軍鑑』巻之二（享保19年）《常総市教育委員会生涯学習課 情報提供》
・小田氏治が秀次事件後に吉晴のとりなしで徳川家康に召し出され、後に結城秀康に仕えたと記す。
22. 『改撰仙石家譜』秀久公中下（天正18年11月朔日条）、『藩譜』年譜一第四（天正18年11月2日条）《豊岡市教育委員会教育総務課文化財室》
・仙石秀久と吉晴が千利休の茶会に招かれたと記す
『仙石御系譜備考』一、『関ヶ原布陣図』
・鳥取城攻めと関ヶ原の戦の布陣図

- (3) 悉皆調査を行った結果、堀尾氏にまつわる古文書、編纂物、古記録等を収蔵していた、自治体、神社・寺、博物館、図書館等の一覧。

【自治体】

	自治体	担当課
1	北海道江別市	教育部 生涯学習課 文化振興担当
2	福島県喜多方市	教育部(教育委員会)文化課 文化振興係
3	茨城県常総市	生涯学習課
4	神奈川県小田原市	文化部 文化財課
5	愛知県春日井市	教育委員会 文化財課
6	愛知県小牧市	教育委員会事務局 生涯学習課 文化財係
7	滋賀県長浜市	市民協働部 歴史遺産課
8	滋賀県甲賀市	歴史文化財課
9	兵庫県西宮市	教育委員会 社会教育部 文化財課
10	兵庫県豊岡市	文化振興課
11	兵庫県六甲市	教育委員会 社会教育文化財課
12	兵庫県猪名川町	教育委員会 教育振興課 社会教室
13	和歌山県高野町	教育委員会
14	和歌山県美浜町	教育課
15	島根県奥出雲町	教育委員会 社会教育課
16	島根県海士町	
17	岡山県瀬戸内市	社会教育課 文化振興係
18	福岡県久留米市	市民文化部 文化財保護課

【博物館、図書館等】

	名称	住所
1	九州歴史資料館	福岡県小郡市三沢 5208-3
2	柳川古文書館	福岡県柳川市隅町 71-2
3	西日本工業大学図書館	福岡県京都郡苅田町新津 1-11
4	佐賀県立図書館	佐賀県佐賀市城内二丁目 1-41
5	熊本県立図書館	熊本県熊本市出水 2-5-1
6	高浜町郷土資料館	福井県大飯郡高浜町南団地 1-14-1
7	福井県立こども歴史文化館	福井県福井市城東 1-18-21
8	上越教育大学附属図書館	新潟県上越市山屋敷町 1
9	石川県立図書館	石川県金沢市本多町 3-2-15
10	福井県立図書館	福井県福井市下馬町 51-11
11	若狭国古城歴史資料館	福井県三方郡美浜町佐柿 25-2
12	江別市郷土資料館	北海道江別市緑町西 1-38
13	茨城県立歴史館	茨城県水戸市緑町 2-1-15
14	千秋文庫博物館	東京都千代田区九段南 2-1-36
15	高森町歴史民俗資料館「時の駅」	長野県下伊那郡高森町下市田2243
16	多治見市美濃焼ミュージアム	岐阜県多治見市東町 1-9-27
17	浜松市博物館	静岡県浜松市蛸塚 4-22-1
18	久能山東照宮博物館	静岡県静岡市駿河区根古屋 390
19	浜松市立賀茂真淵記念館	静岡県浜松市中区東伊場 1-22-2
20	三島市郷土資料館	静岡県三島市一番町19-3築春園内
21	熱田神宮宝物館	愛知県名古屋市中区熱田区神宮 1-1-1
22	東京大学総合図書館	東京都文京区本郷 7-3-1
23	東海大学附属図書館中央図書館	神奈川県平塚市北金目 4-1-1
24	静岡県立中央図書館	静岡県静岡市駿河区谷田 53-1
25	静岡大学附属図書館	静岡県静岡市駿河区大谷 836
26	浜松学院大学図書館	静岡県浜松市中区布橋 3-2-3
27	彦根城博物館	滋賀県彦根市金亀町 1-1
28	米原市伊吹山文化資料館	滋賀県米原市春照 77
29	醍醐寺霊宝館	京都府京都市伏見区醍醐東大路町 22
30	小野市立好古館	兵庫県小野市西本町 477
31	和歌山県立博物館	和歌山県和歌山市吹上 1-4-14
32	鳥取県立博物館	鳥取県鳥取市東町 2-124
33	島根県立古代出雲歴史博物館	島根県出雲市大社町杵築東 99-4
34	出雲大社宝物殿	島根県出雲市大社町宮内 195
35	岡山県立博物館	岡山県岡山市北区後楽園 1-5
36	吉川史料館	山口県岩国市横山 2-7-3
37	津市津図書館	三重県津市西丸之内 23-1 津リージョンプラザ内
38	京都市中央図書館	京都府京都市中京区 築 東 山 松 下 町 9-2
39	天理大学附属天理図書館	奈良県天理市柚之内町 1050
40	和歌山県立紀南図書館	和歌山県和歌山市西高松 1-7-38
41	島根大学附属図書館	島根県松江市西川津町 1060
42	岡山県立図書館	岡山県岡山市北区丸の内 2-6-30
43	岡山市立中央図書館	岡山県岡山市北区二日市町 56
44	徳島大学附属図書館	徳島県徳島市南常三島町 2-1

所在地	団体名・施設名
岩手県奥州市	奥州市立江刺図書館
山口県下関市	下関市、下関市立歴史博物館
滋賀県東近江市	東近江市教育委員会
宮城県仙台市	仙台市博物館
鳥根県隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会
愛知県名古屋	愛知芸術文化センター・愛知県図書館
山口県山口市	山口市
高知県高知市	高知県立高知城歴史博物館
愛知県長久手市武蔵塚	長久手市、長久手市郷土資料室
香川県土庄町	土庄町教育委員会
京都府京都市	京都市歴史資料館
鳥取県鳥取市	鳥取市歴史博物館
長崎県大村市	大村市、大村市教育委員会(大村市立史料館)
高知県梼原町	梼原町
山口県宇部市	宇部市学びの森くすのき
秋田県秋田市	秋田県公文書館
愛知県西尾市	西尾市岩瀧文庫
群馬県前橋市	群馬県立文書館
愛知県尾張旭市	尾張旭市教育委員会

名称	所在
霊雲寺	兵庫県丹波市山南町井原
円福寺	福井県大飯郡高浜町間屋
西恩寺	福井県大飯郡高浜町三明
崇徳寺	滋賀県彦根市肥田町
善照寺	滋賀県長浜市祇園町
蒲神明宮	静岡県浜松市東区神立町
秋葉神社	静岡県浜松市中区三組町
宗教法人浜名惣社神明宮	静岡県浜松市北区三ヶ日町
西本徳寺	静岡県浜松市西区馬部町
方広寺	静岡県浜松市北区引佐町
龍谷寺	静岡県浜松市北区三ヶ日町
秋葉総本殿可睡斎	静岡県袋井市久能
全生寺	静岡県周知郡森町円田
美保神社	島根県松江市美保関町美保関
兎守稻荷神社社務所	島根県松江市石橋町
大庭大宮神魂神社社務所	島根県松江市大庭町
熊野大社	島根県松江市八雲町熊野
佐太神社社務所	島根県松江市鹿島町佐陀宮内
白濁天満宮社務所	島根県松江市天神町
宗忠神社分社	島根県松江市母衣町
熊野神社	島根県松江市西川津町
阿太加夜神社	島根県松江市東出雲町出雲郷
桐岳寺	島根県松江市奥谷町
永泉寺	島根県松江市寺町
安楽寺	島根県松江市西津田
龍覚寺	島根県松江市寺町
勝願寺	島根県安来市大瀬町広瀬新市町
雲樹寺	島根県安来市清井町
出雲教／北島國造館	島根県出雲市大社町杵築東
日御崎神社社務所	島根県出雲市大社町日御崎
順楽寺	島根県出雲市白枝町
蔭涼寺	島根県三多郡奥出雲町三沢
普立寺	島根県隠岐郡隠岐の島町西町大城
神宮司庁	三重県伊勢市宇治館町

別紙

堀尾吉晴（及び堀尾一族）に関する資料の所在調査アンケート

1-1.「堀尾」という姓の人物が宛先や差出に書かれた古文書等を収蔵していますか。

ある →1-2 へ ない →2-1 へ

1-2. それは各何点でしょうか

点

1-3. 古文書の中に「吉晴」「忠氏」「忠晴」や「帯刀」「信濃守」「出雲守」「山城守」という文字の記載がありますか

(参考：堀尾帶刀吉晴、堀尾信濃守忠氏、堀尾出雲守忠氏、堀尾山城守忠晴)

ある ない

1-4. 古文書の文書名、年代、宛先、差出人、点数等が分かりましたら、ご記入いただける範囲でお願いします

[illegible]

※書ききれない場合は、適宜別紙を作成してください

2. 編纂物、古文書、金石文等について

ある →2-2 へ ない →3-1 へ

点

(参考：堀尾帶刀吉晴、堀尾信濃守忠氏、堀尾出雲守忠氏、堀尾山城守忠晴)

ある ない

[illegible]

– 20 –

3. 工芸品について

ある →3-2へ ない →4-1へ

点

(参考：堀尾帶刀吉晴、堀尾信濃守忠氏、堀尾出雲守忠氏、堀尾山城守忠晴)

ある ない

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

4. 伝承について

ある →4-2へ ない

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

回 答 票

・本調査票のご返送は平成30年6月15日までにお願い申し上げます。

③ 役員・事務局職員

【役員】

役職	職	氏名	備考
会 長	松江市長	松 浦 正 敬	
副会長	安来市長	近 藤 宏 樹	R2 年 10 月まで
		田 中 武 夫	R2 年 10 月から
副会長	大口市長	鈴 木 雅 博	
監 事	安来市会計管理者	坂 野 誠	H28 年度
		實 重 修	H29 年度
		武藤 伊津子	H30 年度
		竹 内 章 二	R 元年度
		石 原 敬 治	R2 年度
	大口市会計管理者	武 田 達 也	H28 年度～ R 元年度
		松 山 郁 雄	R2 年度

【事務局】

自治体名	所属	役職	氏名	期間	チーム
大口市	大口市歴史民俗資料館	館 長	千 田 正 仁	H29 年度～ R2 年度	文 献
	大口市歴史民俗資料館	学芸員	西松 賢一郎	H28 年度～ R2 年度	城 郭
	総務部	部 長	社 本 寛	H28 年度～ H29 年度	
	総務部政策推進課	課 長	吉 田 幸 弘	H28 年度～ R2 年度	
	総務部政策推進課	係 員	安 田 政 幸	H28 年度～ H30 年度	
安来市	総務部政策推進課	係 員	村 田 直 樹	R 元年度～ R2 年度	
	教育委員会事務局教育部文化財課	課 長	糸 原 一 志	H28 年度～ H29 年度	
	教育委員会事務局教育部文化財課	課 長	大 谷 宏	H30 年度～ R 元年度	
	教育委員会事務局教育部文化財課	課 長	水 口 晶 郎	R2 年度	城 郭
	教育委員会事務局教育部文化財課	係 長	水 口 晶 郎	H28 年度～ R 元年度	城 郭
松江市	教育委員会事務局教育部文化財課	係 長	内 田 雅 巳	R2 年度	城 郭
	歴史まちづくり部史料編纂課	課 長	稲 田 信	H28 年度～ H30 年度	石造物
	歴史まちづくり部	次 長	稲 田 信	R 元年度～ R2 年度	石造物
	歴史まちづくり部史料編纂課	専門調査員	福 井 将 介	H28 年度～ H30 年度	文 献
	松江歴史館	事務局長	花 形 泰 道	H28 年度～ H29 年度	
	松江歴史館	事務局長	落 合 年 美	H30 年度～ R2 年度	
	松江歴史館	係 長	木 下 誠	H28 年度～ R2 年度	石造物
	松江歴史館	学芸員	西 島 太 郎	H28 年度～ R2 年度	文 献
	松江歴史館	学芸員	新 庄 正 典	H28 年度～ R2 年度	文 献
	政策部地域振興課	課 長	佐 目 元 昭	H28 年度～ H30 年度	
	政策部地域振興課	課 長	斉 間 康 浩	R 元年度	
	政策部地域振興課	課 長	井 川 浩 介	R2 年度	
	政策部地域振興課	係 長	福 間 祐 二	H28 年度～ H29 年度	
	政策部地域振興課	係 長	井 川 浩 介	H30 年度～ R 元年度	
	政策部地域振興課	係 長	広 瀬 正 之	R2 年度	
	政策部地域振興課	係 員	谷 本 昌 晃	H28 年度	
	政策部地域振興課	係 員	曾 田 周 平	H29 年度～ R 元年度	
	政策部地域振興課	係 員	吉 岡 大 志	R2 年度	

【オブザーバー】

自治体名	所属	役職	氏名	期間	チーム
浜松市	市民部文化財課埋蔵文化財グループ	グループ長	鈴 木 一 有	H29 年度～ R 元年度	城郭
	市民部文化財課	課 長	鈴 木 一 有	R2 年度	城郭

【アドバイザー】

自治体名	所属	役職	氏名	期間	チーム
松江市	松江石造物研究会	会 長	岡崎 雄二郎	H30 年度～ R2 年度	石造物
	松江市史編集委員会松江城部会	部会長	西 尾 克 己	H30 年度～ R2 年度	城郭・石造物

④ 規約

堀尾吉晴公共同研究会 規約

- (名称)
- 第 1 条 本会の名称は、堀尾吉晴公共同研究会（以下「研究会」という。）という。
- (目的)
- 第 2 条 研究会は、堀尾吉晴公の生涯を通した人物像を調査研究によって明らかにし、共通の歴史認識を持つとともに、関係自治体の交流を深化させ、堀尾吉晴公に関する史跡の歴史的・文化的価値向上を図ることを目的とする。
- (事業)
- 第 3 条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 堀尾吉晴公に係る調査及び研究に関すること。
 - (2) その他目的達成のために必要と認められる事項
- (構成)
- 第 4 条 研究会は、松江市、安来市、大口市（以下「構成団体」という。）をもって構成する。
- (役員)
- 第 5 条 研究会に次の役員を置く。
- (1) 会長 松江市長
 - (2) 副会長 安来市長、大口市長の 2 名
 - (3) 監事 安来市及び大口市会計管理者の 2 名
- 2 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちから 1 名を職務代理者として選出し、会長の職務を代理する。
- 4 監事は、研究会の毎会計年度の決算について監査を行う。
- (会議)
- 第 6 条 研究会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、会長がこれを召集する。
- 2 会議は、構成団体の代表者をもって構成する。
 - 3 会議は事業計画、予算および決算その他研究会の重要な事項について審議する。
 - 4 会議は、構成団体の半数以上の出席又は委任状をもって成立する。
 - 5 会議の議長は、会長が務める。
 - 6 会議の議事は、出席した構成団体の過半数の賛成をもって決する。
 - 7 会長が必要と認めた場合は、前項に掲げる事項について書面により会議を開催したとみなすことができる。書面による会議において、その構成団体が審議事項について同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の決議があったものとみなす。
 - 8 会長が必要と認めた場合には、その目的の実現のために作業部会を設置することができる。
- (事務局)
- 第 7 条 研究会の事務を円滑に処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、島根県松江市末次町 86 番地（松江市政策部地域振興課内）に設置する。
 - 3 事務局の職員は、構成団体の職員をもって充てる。また、兼務職員を認める。
- (経費)
- 第 8 条 研究会の運営に必要な経費は、構成団体からの負担金等をもって充てる。
- (会計年度)
- 第 9 条 研究会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 2 研究会の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。
- (その他)
- 第 10 条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は構成団体が協議し、会長が別に定める。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この規約は、平成 29 年 1 月 17 日から施行する。



松江市



安来市



大口町

堀尾吉晴共同研究会 報告書

活動記録

令和3年(2021)3月

編集 堀尾吉晴共同研究会事務局

発行 堀尾吉晴共同研究会(松江市・安来市・大口町)

印刷 株式会社 江友